

令和5年度 西ノ島町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 趣旨

西ノ島町は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり方針を定める。

2. 適用範囲

この方針は、西ノ島町的全組織における物品等の調達に適用する。

3. 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- (2) 障害福祉サービス事業所（同上）
- (3) 地域活動支援センター
- (4) 在宅就業障害者、在宅就労支援団体

4. 調達する物品等及びその目標

町が施設等から調達する物品等及びその目標は以下のとおりとする。以下に記載がないものであっても、町が調達可能な物品等であれば、対象とする。

区分	目標金額	品目
役務	2,378,000円	庁舎、バス停等の清掃業務

5. 物品等の調達の推進方法

(1) 調達の推進体制の整備

施設等から提供可能な物品等についての情報を関係部署に対して情報提供を行う。

また、町が開催する各種行事、イベント等において、販売・飲食コーナーの設置について公募等を行う場合は、関係部署を通じて施設等へ情報提供を行う。

(2) 随意契約方針の活用

施設等から調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を活用する。

(3) 業務委託先等における配慮

町が業務委託契約（指定管理制度により施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方に対し、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

(4) 施設等への配慮

施設等への発注にあたっては、施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等適切な配慮を行う。

6. 調達実績の公表

この調達方針に基づき本年度に調達した物品等の実績は、年度終了後に町ホームページ等を通じて公表する。

7. 担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、健康福祉課とする。